

鹿部町森林整備計画変更計画書

計画期間 自 令和 7年4月 1 日
至 令和17年3月31日
(令和8年4月1日変更)

北海道鹿部町

変更理由	地域森林計画に適合させるための変更
変更内容	<p>該当項目：水源涵養林→水源かん養林に変更</p> <p>Ⅱ森林整備の方法に関する事項 → Ⅱ森林の整備に関する事項に変更</p> <p>Ⅱ森林の整備に関する事項</p> <p>第2 造林に関する事項</p> <p>(1) 植栽によらなければ<u>的確</u>な更新が困難な →</p> <p>(1) 植栽によらなければ<u>適格</u>な更新が困難な に変更</p> <p>Ⅱ森林の整備に関する事項</p> <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1 作業路網等の整備に関する事項</p> <p>整備内容の変更</p> <p>Ⅲ森林の保護に関する事項</p> <p>第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</p> <p>1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等</p> <p>ナラ枯れ被害が発生したため、被害のある原文に変更</p>
変更計画が有効となる年月日	令和8年4月1日から適用

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
	(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	1
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林の整備に関する事項

第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
2	樹種別の立木の標準伐期齢	5
3	その他必要な事項	5
	木材等生産林に関する留意事項	
	その他伐採に関する留意事項	
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
	(1) 人工造林の対象樹種	6
	(2) 人工造林の標準的な方法	6
	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針	7
2	天然更新に関する事項	8
	(1) 天然更新の対象樹種	8
	(2) 天然更新の標準的な方法	8
	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	11
	(1) 更新にかかる対象樹種	11
	(2) 育成し得る最大の立木本数として想定される本数	11
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種別の標準的な方法の記載	12
3	その他間伐及び保育の基準	13
4	その他必要な事項	13
	(1) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項	13
	(2) その他間伐及び保育に関する留意事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
	(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
	(1) 区域の設定	15
	(2) 森林施業の方法	15

3	その他必要な事項	16
(1)	水資源保全ゾーン	16
(2)	生物多様性ゾーン	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	17
2	森林の施業又は経営の委託等による規模拡大を促進するための方策	17
3	森林の施業又は経営の委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進方向	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	作業路網の整備に関する事項	18
(1)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
(2)	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	19
(3)	基幹路網の維持管理に関する事項	20
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	20
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	21

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
(1)	区域の設定	22
(2)	鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び防除、火災に防除その他の森林の保護に関する事項	22
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	22
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	22
(2)	その他	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	22
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	23
(2)	その他	23

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	24
	(1) 森林保健施設の整備	24
	(2) 立木の期待平均樹高	24
4	その他必要な事項	24

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	24
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
3	森林の総合利用の推進に関する事項	25
4	住民参加による森林の整備に関する事項	25
5	その他必要な事項	25
	(1) 特定保安林の整備に関する事項	25
	(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	26
	(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	28
	(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項	28

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林の整備の現状と課題

本町は、南端渡島半島の東部に位置し、秀峰駒ヶ岳を背に太平洋に面した気候温暖な町です。

本町の総面積は、11,061ヘクタールであり、うち森林面積は9,009ヘクタールとなっており、総面積の81%を占めている。その内訳として国有林1,657ヘクタール、道有林2,622ヘクタール、一般民有林4,730ヘクタールとなっている。その内一般民有林のカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、1,677ヘクタールとなっており、人工林率が36%、年齢構成では、Ⅶ年齢級が特に多くを占めている。

本町の森林は、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の多面的な機能の発揮などの面から地域住民の生活と深く結びついている。この森林のなかで、民有林の人工林の現状は、大半が育成途上の林分となっており、適正な時期に保育事業及び間伐事業を実施し、森林機能の維持を行うことが今後の課題となる。

しかしながら、昨今の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材需要の低迷などで林産活動が全般的に停滞し、その中で保育、間伐の遅れが目立っている。このような現状から森林の整備を推進するため、森林組合等による施行実施体制の整備、森林施業の集約化によるコストダウン等、その他関連施策を積極的に活用し森林の整備推進に努める。

また、平成30年度には渡島檜山管内の民有林において、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証（SGEC）取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林914Haにおいて、森林認証（FM）を取得した。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要な不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水質資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に、優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。
文化機能		史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。	保健・風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
生物多様性保全機能	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ 日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺から土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。

		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施策を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
--	--	---------	---	---

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需給に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特徴などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

(2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然状況条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

(4) 複層林施業の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

(6) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

(7) ブナやヒノキアスナロ（ヒバ）など温帯性の樹木が形成する特色ある森林景観や、クマゲラなどの野生生物の生息・生育環境の保存に配慮することとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材需給及び花粉発生源対策を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等の勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、カツラ、ヤチダモ、ハンノキ、カンバ類、ドロノキ、ミズナラ、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上適切な樹種を選定することに努めるとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

(ア) 育成単層林を導入または維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。

b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

c 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

d 植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)の(ア)のdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を

勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

なお、植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減についても積極的に検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

g 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

h コンテナ苗の植栽時期については、第2の(2)の(ア)のdの時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

【樹種別植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種					
	カラマツ	トドマツ	スギ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	3,000	2,500	2,500	4,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,500	2,000	2,000	3,000
疎仕立て	1,500	1,500	2,000	1,500	1,500	2,000

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上適切な本数を判断して行うように努めるものとする。

【植栽時期】

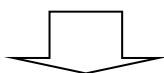
植栽時期	樹 種	植 栽 時 期
春 植	スギ	4月初旬 ~ 6月10日
	トドマツ,カラマツ,その他針葉樹,広葉樹	4月初旬 ~ 5月31日
秋 植	スギ,トドマツ,その他針葉樹	9月中旬 ~ 11月上旬
	カラマツ類,広葉樹	9月下旬 ~ 11月中旬

(イ) 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

鹿部町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。



鹿部町森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haであることから、 $2,000 \times 0.3 = 600$ となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することになります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算

して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。
 なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名
ぼう芽更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ など
天然下種更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンハ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ など

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切り株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によるものとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \times 100$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「期待成立本数」

広葉樹

階 層	期待成立本数
上 層	300本/ha
中 層	3,300本/ha
下 層	10,000本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階 層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他の針葉樹)	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

特にスギ、トドマツ、カラマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、当町では、木材生産の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうち人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。

指定する森林区域は次のとおりとします。

【一般民有林】

森林の区域（林小班）		面積	備考
林班	小班	(ha)	
1	14,16,19,20,22,24,25,28,33,34,38,41,78	10.45	気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
3	6~8,10,14~16,21,24,25,30,31,34,36~38,44,45, 49、 51、 55、 56	20.40	
4	3,14,15	3.74	
5	9,10,12~16,35,38,39,56,57,60~62,65~67,85	7.18	
6	5,6,8,10,11,13,15,23,26,29,32~34, 37,38,42~46 ,50~52,54,57,60, 61,70,71,75,78~80,85,86,88,94,98~100,102,105~107,112,123,127~129,131,133,136~140,142,144~146,148,150,151,154,156,158~162,164,166,170~173,176~178,182~184,203 206,211,213,214,220~222, 225,227,228,233~235	31.03	
7	2,4,6,25, 27,31,40,48~51,53~58,60~67,69~74,76,79,82,85~89,91~93,97,106,108,111,112,126~136,138~140,142,143,145~148,153~155,158,159,163~177,184~187,191,193,205,215,217,220,223,224,228	28.64	
8	3,8,11,12,14,26,29,30,58,59,64~66,68~70	10.44	
9	10	0.68	
12	4~6,8~13,17,18,20,23,29,33~36,41,44,49,50,52,53,55~58,60,62~67,69,71~74,77,82,83,87,99,101	33.36	
14	2~7, 9,12~15,17,18, 21~27,29~31,33~50	67.99	
16	3~13,15,19,23,26,27,33,34,36,37,40,43~45,48,49, 51,52,54,55,58, 60,62,69~71,80~82,84,89,90	31.48	
17	1~3,14,15,19,26,28,31,33,34,37~39,44~55	44.85	
18	23,30,33,35~40,306,324,326	23.46	
19	1~3,5,8, 10~17,21~26,28,29,31,32,34,35,38,39,42,43,46~48,50~54,56~59,61~63,65~67,316,324,328,329,331,332	91.64	
20	4,9,13,16,32,40,330	44.68	
22	18	0.20	
23	3,5,16,19,20,28,29,31,34,37,39~44,55~57,68~70,73~79,84,85,91~98	52.16	
24	25,55,120,136,137,154	6.4	
25	2,13,16,18,20~22,26,35,39,48~50,137,164,169,170	38.07	
26	1,5,13,21,22,38~45,52,53,55,61,62,69,72,78~82,85,86,96,118,119, 122,123,125,128,129,416	61.44	
27	1,10~13, 34	9.20	
28	8,16~18	3.69	
29	30,34,36~38,40~43,337	23.01	
37	1,5,10,35,36,	22.07	
38	7,8,15,16,18,21,24,28,30,33,38~40,42,44~46,54,56,57,63,65,66,74,75,81~83, 85~90,99,101	26.18	
39	4,5,8,12,13,15,16,22,27,28,37,38	7.01	
10	全域	130.98	水源かん涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林
11	全域	85.74	
13	13,105,131,143	10.17	
14	2~7,9,12~15,17,18,21~27,33~50	67.99	
15	全域	114.81	
16	3~13,15,19,23,26,27,33,34,36,37,40,43~	31.48	

45,48,49,51,52,54,55,58,60,62,69~71,80~82,84,89,90		
--	--	--

【道有林】

森林の区域（林小班）		備 考
林班	小班	
2~4	全域	水資源保全ゾーン

（注）上記の森林は、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- ①保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ②保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- ④湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- ⑤ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

（1）更新にかかる対象樹種

- ア 人工造林の場合
 - 1（1）による
- イ 天然更新の場合
 - 2（1）による

（2）生育し得る最大の立木本数として想定される本数

2の（2）において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

（ア）間伐は、林冠がうっ閉し、林立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとします。

（イ）間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業体系	間伐の時期(年)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ (一般材)	植栽本数：2,500本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：600本/ha	22	30	42	55	—	・選木方法：定性及び定量列状 ・間伐率(材積率)：20~35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：9年
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)(一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	26	36	48	—	—	・選木方法：定性及び定量列状 ・間伐率(材積率)：20~35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：10年 ・標準伐期齢以上の森林における間伐間隔：12年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	17	22	28	36	—	・選木方法：定性及び定量列状 ・間伐率(材積率)：20~35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：6年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	21	28	35	44	55	・選木方法：定性及び定量列状 ・間伐率(材積率)20~35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：8年

※「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

※植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

(ウ) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法の記載

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

主要樹種ごとの標準的な保育時期

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	植栽時期											
スギ	春	←————→										△
	秋		←————→									
カラマツ	春	←————→										
	秋		←————→									
トドマツ	春	←————→										
	秋		←————→									
アカエゾマツ	春	←————→										
	秋		←————→									

(2) つる切り・除伐

つる切り

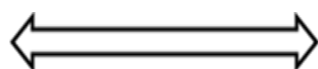
育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

職種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽時期										
スギ	春					△					
	秋	△					△				
カラマツ	春						△				
	秋							△			
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

※カラマツには、グイマツとの交配種を含み、トドマツにはエゾマツを含みます。



: 下刈り △: つる伐り、除伐

3 その他間伐及び保育の基準
該当なし

4 その他必要な事項

- (1) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項
1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に掲載のとおりです。
- (2) その他間伐及び保育に関する留意事項
木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。
特に、枝打ちにおいては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

- (1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ア 区域の設定
水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能^{かん}の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。
 - イ 森林施業の方法
下層植生や樹木の根を發揮させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。
- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ア 区域の設定
 - ① 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。
 - ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）
飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。
 - ③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）
保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。
 - イ 森林施業の方法
地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として

定め、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりに定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産林については、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産林については、木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

また、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の推進に努めます。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林

ア 区域の設定

木材等生産林のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

区域の設定の基準及び施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の育成に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた林齢時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

人工林の標準的な施業体系は次のとおりとする。

樹 種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (ゲイマツとの交配種を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50年
スギ	一般材生産・36cm	密仕立て	70年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備、管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実に更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン

①水辺林タイプ

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。

②保護地域タイプ

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当市（当町）における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者の86%、と大半を占める。また、管内の一般民有林のうち、37%は、スギ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他の民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模を拡大します。

2 森林の施業又は経営の委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなど推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとし、その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとし、

3 森林の施業又は経営の委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の委託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5ヵ年間）において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

本町の森林所有者は小規模な森林所有者が多くを占めていることと、本町不在の森林所有者が多いことから、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林施業の集約化を図り、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めて行くこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなど推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について計画にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林整備を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区 分	作業システム	単位 路網密度:m/ha	
		路 網	密 度
緩傾斜地(0° ~15°)	車輛系作業システム	110 以上	基幹路網 35 以上
中傾斜地(15° ~30°)	車輛系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~)	架線系作業、車両系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻 立 て
急傾斜 (30°)	チェーンソー	グラップルローダー 【全幹集材】【全木集材】 スイグヤード【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
中傾斜 (15~30°)	チェーンソー	フォワーダ【短幹集材】 グラップルローダ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
緩傾斜 (~15°)	チェーンソー ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】 グラップルローダ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

イ 路網整備等推進区域の設定
該当なし

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知)を基本として、道が定める林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知)に則り開設します。

② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単相林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設 ／ 拡張	種 類	区分	地区	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前年5カ年 の計画箇所	対函 番号	備 考
拡張	自動車道 (改良)			常 呂	0.1-1		○		橋りょう改良

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組み、その支援体制の整備に努めるものとします。また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成や森林組合との事業連携等を通じ、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進するものとします。

ア 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援するものとします。

イ 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進するものとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援するものとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

本町の森林の人工林は9齢級以下が半数以上であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題である。

このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

- ① 森林組合によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等を推進する

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状	将 来
伐 倒		チェーンソー	フェラバンチャ チェーンソー、ハーベスタ
造 材		チェーンソー	プロセッサ、ハーベスタ チェーンソー
集 材		フォワーダ グラップルローダ	フォワーダ グラップルローダ
造林保育等	地拵	刈払機、チェーンソー	刈払機、チェーンソー
	下刈	刈払機	刈払機
	枝打	人力	人力、リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

森林施業は、森林組合が主体となり実施していることから、公共補助事業等のPRを推進し、事業量の安定的な確保を図ることにより、森林組合の経営的な基盤の強化を促進し、林業機械化による更なる施業の合理化を目指す。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進に当たっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、町が策定した「鹿部町地域材利用推進方針」（平成26年1月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進とともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）

に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、低迷している。製材工場は、小規模の個人経営であり、規模の拡大も余り望めない現状である。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人口植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又は被害が生じるおそれのある森林については森林組合等関係機関と連携し、森林所有者に対し防除対策を講じるよう助言・指導し、適切な防除を早期に行うよう努めることとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

第2 森林病害虫の駆除及び防除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、当町では確認されており、今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病害虫のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病害虫の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

造林のための地拵え、もしくは病害虫の駆除等のための森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に火入れを行う場合は、鹿部町火入れに関する条例（昭和59年3月15日条例第4号）に基づき実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
鹿部町内全域	カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に適用

(2) その他

(ア) 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

(イ) 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとしします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとしします。

1 保健機能森林の区域

単位 ha

森林の所在							備考
地区	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
該当	無し						

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

森林保健機能森林の整備にあたっては、既存の森林施業計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林施業計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画

(以下「森林保健機能増進計画」という。)を作成し、森林施業と一体となった施設設備を、計画的かつ一体的にすすめるものとしします。

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとしします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとしします。

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域(普通地域を除く。)を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととし、区域内に道自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないこととしします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則」(平成25年2月26日農林水産省令第5号)によることとしします。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めします。

樹種	期待平均樹高	備考
カラマツ	18m	
トドマツ	25m	
その他	22m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、交通の安全等の円滑な確保に留意するものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
	該当なし	

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当町の基幹産業である漁業において、良質な漁場の形成には豊富なプランクトン、そして養分を含む河川が必要であり、その養分が樹木の落ち葉等から得られることから、河川流域の広葉樹化等の森林整備を推進し、漁業の振興を図るものとします。

また、町内の民有林において取り組んでいる森林認証制度を活用し、地域材のブランド化を図るとともに、首都圏等への販路拡大を行い、地域振興に努めることとします。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

鹿部川周辺の森林については、樹木とふれあう場として、栗等を中心とした広葉樹の植栽、保育及び不良木の除去を行うとともに、小中学生等による記念植樹を行い「自然と健康の森」「ふるさとの森」の景観の維持向上に努めます。またこれらを積極的に活用しながら森林をはじめ自然環境の重要性を町民に伝えていくこととします。

施設の種類	現 状 (参考)		将 来	
	対函番号	規模	位置	規模
自然と健康の森	▽1	クリ等 3.30ha	字鹿部	
ふるさとの森	▽2	ミズナギ等 1.00ha	字鹿部	3.00ha

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

北海道森林づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の森林の整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。このことから、次のとおり「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みを通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めことといたします。

本町の住民に対し、森林を中心とした自然の大切さと、ふるさとへの愛着及び、森林の果たす役割について普及啓発を図るため、漁協及び中学生を対象とした植樹事業を行っている。漁業関係者をはじめ一般住民に対しても町発行の広報誌等により森林づくりへの関心を高めることとします。

(2) その他

将来にわたって森林の整備に対する地域住民の理解を得ていくためには、学校教育等の現場で次世代を担う青少年の森林に対する興味や関心を深める必要があります。

このことから小中学校の教育課程にある「総合的な学習の時間」を活用し、林業体験学習等、青少年の森林づくり体験活動を推進します。

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であるその整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとする。

なお、「要間伐森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林(以下、「制限林」という。)については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととする。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となる。

なお、指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められているが、一般的な留意事項は次のとおりとする。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、次の3区分とする。

(a) 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)

(b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められる。

(a) 水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る)については、20ha以下以下の適切な面積とする。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とする。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とする。

- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅 20m以上にわたり、帯状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。また、2 回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には 10 分の 4)とする。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林については択伐とする。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から 10 年を超えないものとする。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の 100 分の 35 を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とする。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければならない。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に行わなければならない。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次表により行う。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保 護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 1 種 特 別 地 域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は蓄積の 10%以内とする。
第 2 種 特 別 地 域	(1) 第 2 種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができるものとする。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとする。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ①一伐区の面積は、2 ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度 3 より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない

	場合、伐区面積を増大することができる。 ②伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとする。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意するものとする。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うものとする。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱は、次のとおりとする。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。
その他の森林にあっては、伐採種を定めないものとする。
- b 地域森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- c 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とする。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとする。
なお、その他の制限林における、法令等の制限は、次表のとおりである。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とする。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とする。 (3) 砂防指定地内の森林で、次ぎに該当する場合は皆伐を行うことができる。 ①伐採面積が1ha未満のもの ②森林施業計画で皆伐として計画されたもの

(3) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

本町の人工林は9齢級以下が半数以上を占めているが、間伐等の保育が十分ではないことから、補助事業等の活用による間伐等を推進することとします。

また、水源地である鹿部川上流区域は、水資源のかん養の機能を特に発揮させる必要があるため、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	2	全域	118.60
	3	1	24.52
	4	1	1.56
	6	121	0.15
	7	117、124、125、152	0.57
	10	全域	130.98
	11	全域	85.74
	13	全域	86.49
	14	33~37,39	1.57
	15	全域	114.81
	21	全域	72.08
	22	1~5,7~17,19~47	75.30
	24	6~12,15,16,19~24,27~30,32~34,36,38,42~45,47,48,50~53,58~65,71,73~76,80~89,91,93~98,108,110,114~118,121、122、124~128、130,131,134,135,138~153,155,156,158,159	105.76
	25	1,3~12,27,45,47~53,56,57,67,69,75,76,78~91,93,96~101,105~111,113,114,116~118,120~131,133,134,139,140,141,143,144,146~150,152~163,171~175	71.69
	26	2 ~ 4,6,9 ~ 11,15,16,19,20,23 ~ 37,59,73,74,87 ~ 95,98,100 ~ 105,107,108,110~117,120,121,130,131,132,136~139	69.96
	27	2~5,8~11,14,17~21,23~35	83.74
	28	全域	74.89
	30	全域	114.36
	31	全域	112.73
	32	全域	119.77
	33	全域	117.72
	34	1~5,7~11,13~39,47,49,52~61	100.25
	35	1,9,16~18,21,22,24	31.16
	36	全域	110.13
	37	50~52	2.12
	40	1~21,26,27,28	91.78
	41	1~16,19,22,25~30,46~66,69~77	112.07
42	全域	139.73	
43	1~6,9,12~14,17~33,38,40,41,43,45,46,51,53~61,64~72	101.68	
44	1~12,14~22,25~28	128.51	
45	全域	107.48	
46	1~5,7~9,11~14,16,17,20,22~31,66~69,71,72,74~78,81~88,101~135,137~146,149~170,175~195	129.39	
47	全域	205.45	
山地災害防止林	1	1~6,8~10,12,13,48~53,55~64,66,68,79	22.51
	3	18,20~23,26~29,32~35,43,49~51	12.47
	5	1,263,68~70,82,86~90,92,93	23.13
	6	1~23,100,102~106,115,119,120,122,125,132,134,195,199~202,206~210,212,215~219,225~227,229~232	47.43
	7	118~120,141,144,157,225~227	10.23
	8	71	0.17
	34	40~46,48,50,51	7.12
	35	2~8,19,20,23,25	24.94
	37	2,37~40,42,44~48	14.18
	40	22~25	0.60
生活環境保全林	43	7,8,10,11,15,16,73~76	3.60
	46	21,79,80	2.81
保健・文化機能等維持林	1	11,80	0.50
木材等生産林	1	7,14~34,38,39,41,44~47,65,69,70~78	109.51

3	2~11,13~17,19,24,25,30,31,36~41,44~48,52,55,56	57.04
4	2~4,7~15	57.25
5	3~16,24,34,35,38,39,56,57,60~62,65~67,83~85,91,94	57.70
6	24~29,31~35,37,38,40,42~46,50~52,54~57,59~61,64~71,74~80,84~89,93~95,98,99, 107,109~114,116~118,123,124,126~131,133,135~156,158~166,168~179, 181~194, 196~198, 203, 204, 211, 213, 214, 220~222, 224, 228, 233~236	61.56
7	1~9,11~20,22~28,30~36,38~40,43~45,47~51,53~67,69~74,76,79,82,85~94,97,101~103,106~108,111~116,121,123,126~140,142,143,145~151,153~156,158~189,191,193~217,219~224,228~230	131.95
8	1~3,6,8,11,12,14~27,29~44,47~61,63~70,72,73	86.05
9	全域	77.08
12	全域	123.56
14	1~9,12~15,17,18,21~32,38,40~50	80.68
16	全域	59.84
17	全域	103.24
18	全域	123.69
19	全域	116.23
20	全域	77.55
22	18	0.20
23	全域	68.70
24	25,55,120,136,137,154,157	6.64
25	2,13,15,16,18,20~22,26,29,35,39,43,68,137,164,169,170	39.20
26	1,5,12,13,18,21,22,38~45,52,53,55,61,62,69~72,75,78~82,85,86,96,99, 118,119,122~129,388,416	66.01
27	1,12,13	4.36
29	全域	43.67
35	10,14	4.09
37	1,4,5,9~12,15,18~22,27,35,36,43	53.87
38	全域	80.31
39	全域	20.19
41	67,68	0.84
46	196	0.74

2 上乘せゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	10	27~30, 33, 36~41, 79, 88, 92	26.23
	13	105,131	1.25
	14	37	0.08
	15	8~22, 29~32, 34~38, 40~45, 49, 50, 53, 54, 57~62	108.37

【道有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	1 2~9	3,7,9,29,56~62 全域	2572.43
木材等生産林	1 4 5	7,9,29,56~62 51 1,2,29,41,51~64	349.35 (うち水源涵養林重複 349.35ha)
山地災害防止林	1 3 7 8 9	65~73 53 59~61,63~65 51~55,57~64 60,62~71,74~81,85	229.67 (うち水源涵養林重複 208.81ha)
生活環境保全林	1	10,20,63~73,96	47.16 (うち山地災害防止林重複 20.86ha)
保健・文化機能等維持林	8 9	14 11	60.78 (うち水源涵養林重複 60.78ha)

2 上乘せゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)	
	林班	小班		
水資源保全ゾーン	2~4	全域	561.91 (うち水源涵養林重複 543.94ha) (うち水源涵養林・山地災害防止林重複 12.20ha)	
生物多様性ゾーン	保護地域タイプ	8	14	60.78 (うち水源涵養林・保健文化機能維持林重複 60.78ha)
		9	11	

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)			
		林班	小班					
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)	伐期の延長を推進すべき森林	2	全域	118.60	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下			
		3	1	24.52				
		4	1	1.56				
		6	121	0.15				
		7	117、124、125、152	0.57				
		10	全域	130.98				
		11	全域	85.74				
		13	全域	86.49				
		14	33~37、39	1.57				
		15	全域	114.81				
		21	全域	72.08				
		22	1~5、7~17、19~47	75.30				
		24	6~12、15、16、19~24、27~30、32~34、36、38、42~45、47、48、50~53、58~65、71、73~76、80~89、91、93~98、108、110、114~118、121、122、124~128、130、131、134、135、138~153、155、156、158、159	105.76				
		25	1、3、~12、27、45、47~53、56、57、67、69、75、76、78~91、93、96~101、105~111、113、114、116~118、120~131、133、134、139~141、143、144、146~150、152~163、171~175	71.69				
		26	2~4、6、9~11、15、16、19、20、23~37、59、73、74、87~95、98、100~105、107、108、110~117、120、121、130~132、136~139	69.96				
		27	2~5、8~11、14、17~21、23~35	83.74				
		28	全域	74.89				
		30	全域	114.36				
		31	全域	112.73				
		32	全域	119.77				
		33	全域	117.72				
		34	1~5、7~11、13~39、47、49、52~61	100.25				
		35	1、9、16~18、21、22、24	31.16				
		36	全域	110.13				
		37	50~52	2.12				
		40	1~21、26~28	91.78				
		41	全域 1~16、19、22、25~30、46~66、69~77	112.07				
		42	全域	139.73				
		43	1~6、9、12~14、17~33、38、40、41、43、45、46、51、53~61、64~72	101.68				
		44	1~12、14~22、25~28	128.51				
		45	全域	107.48				
		46	1~5、7~9、11~14、16、17、20、22~31、66~69、71、72、74~78、81~88、101~135、137~146、149~170、175~195	129.39				
		47	全域	205.45				
		森林の有す	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)	10		27~30、33、36~41、79、88、92	26.23	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
				13		105、131	1.25	
				14		37	0.08	
				15		8~22、29~32、34~38、40~45、49、50、53、54、57~62	108.37	
		森林の有す	長伐期施業を推進す	3		18、20~23、26~29、32~35、43、49~51	12.47	主伐林齢：注3の表による

る土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林)	べき森林(注3)		6	1,35 ~ 12,14 ~ 20,23,100,102,105,106, 201,202,206 209,212,215,216,218,219,225 227,230,231	19,90	皆伐面積：20ha以下	
			7	225	0,07		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)					主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			1	1~6,8~13,48~53,55~64,66,68,79,80	23,01	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する	
			5	1,2, 63, 68~70,82,86~90,92,93	23,13		
			6	2,4,13,21,22,103,104,115,119,120,122,125,132,134,195,199,200,210,217,229,232	27,53		
			7	118~120,141,144,157,226,227	10,16		
			8	71	0,17		
			34	40~46,48,50,51	7,12		
			35	2~8,19,20,23,25	24,94		
			37	2,37~40,42,44~48	14,18		
			40	22~25	0,60		
			43	7,8,10,11,15,16,73~76	3,60		
			44	23,24	0,48		
	46	21,79,80	2,81				
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する		

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10haとする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	100年以上
	スギ	80年以上
	トドマツ	70年以上
	カラマツ	60年以上
	その他針葉樹	70年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	50年以上
	その他広葉樹	70年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	100年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	130年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

【道有林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準（参考）注1
			林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		1	3,7,9,29,56~62	1594.2	主伐林齢 標準伐期齢+10年以上 皆伐面積 20ha以下 ※伐採面積の縮小と重複しない。
			5	1,2,29,41,51,53~58,96		
			6	1,2,29,41,51,53~58,96		
			7	2 ~ 5,17 ~ 21,29,31 ~ 34,41,98		
			8	1,11,12,22,29,31		
			9	2,8,10,12~15,29,41,42,96		
	市町村長が地形・地質等を勘案して伐採面積の縮小を行うべき森林		2	17~19	524.31	主伐林齢 標準伐期齢+10年以上 皆伐面積 10ha以下
			3	10,11,29		
			4	1,6,7,9,31,41		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進をはかるための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		4	51	5.77	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：10ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	2	52~57	387.37	主伐林齢 標準伐期齢以上 伐採率 70%以下 その他 標準伐期齢時の立木材積の1/2以上維持する
			3	51~53		
			5	52,59~64		
			6	54,55,57		
			7	51~66		
			8	51~55,57~64		
			9	51~85		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		1	10,20,63~73,96	107.94	主伐林齢 標準伐期齢以上 伐採率 30%以下または40%以下 その他 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上維持する
			8	14		
			9	11		

注1：市町村長が地形・地質等を勘案して伐採面積の縮小を行うべき森林は、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。
その他の施業の方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省による基準が適用されます。